

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（労働金庫の付随業務）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）</u>であつて、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）<u>第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>5・6（略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十一条の三 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする</p>	<p>（労働金庫の付随業務）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）</u>であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）<u>第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</u></p> <p>5・6（略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十一条の三 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする</p>

一〇四

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ二 (略)

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取引(同法第二条第一項一号に掲げる国債証券、同項二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。)(第十一条の四第一項二号において「国債証券等」という。)並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項一号の性質を有するものに限る。)

六 (略)

2〇6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止

一〇四

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ二 (略)

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2〇6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止

するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)

)

(削る)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十一条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確

するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第五十八条第六項第一号口に掲げる短期商工債券、同号八に掲げる短期債券又は同号へに掲げる短期農林債券に係るものに限る。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第五条の六第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十一条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。